

1. 留学生募集方法について

- ㊦) 留学希望者に日本の大学制度、教育内容および国民生活の実情についての知識を事前に十分会得せしめることが必要である。
- ㊧) 国費、私費留学生を問わず、募集に際しては、その選考方法を改善し、且つまた、大学選択に關して適切な指導の方法を講ずることが必要である。
- ㊨) 留学生の受入れ数も、十分なる計画のもとに、できるだけ増加するとともに、私費留学生に対しても、適切な援助を与えることが必要である。

2. 宿舎について

留学生と日本人学生の相互理解を促進するに適切な共同の宿舎の増設改善が望まれる。

3. 日本語教育について

国費、私費留学生を問わず、留学生に対する日本語教育の改善を至急に実現し、且つ、これに必要な正規の日本語講師の養成、日本語教授法の研究促進、教科書の編さん等の施策を講じなければならない。

4. 一般教育の履修について

留学生に対する教育の能率増進のため、現在における一般教育における単位の取得、教授方法などについて総合的に検討すべきである。

5. 専門教育および研修生教育について

専門教育の研修について一層効果をあげるため、特に大学院への受入れ、奨学金制度および専門実地研修制度を拡充する必要がある。また、諸種の研修生の取扱いについても改善すべきである。

6. 資格の取扱いについて

日本において取得した学位、資格が留学生の本国においても十分有効となるよう適切な措置を講ずることが必要である。

7. 受入れ担当者および教官の現地視察および研究について

受入れ担当者および教官が、留学生の取扱いについて、十分の理解をもつために、留学生の本国において、その慣習および事情を視察し研究する機会が与えられる必要がある。

8. 留学生関係諸機関の連絡調整について

留学生に関する諸事業のみならず、学術交流ならびに研究協力全般にわたって施策の遂行を総合的に運営する強力な中央機関を設置することが望ましいが、現段階においては、とりあえず関係諸団体間の有機的な連絡を計り、国家的見地から総合的な施策を審議するための委員会の設置などが考慮されるべきであろう。

6-24

庶発第806号 昭和39年11月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先：科学技術庁長官、大蔵・文部両大臣)

大学における図書館の近代化について(勧告)

標記のことについて、本会議第4.2回総会の議に基づき、下記の通り勧告します。

記

本会議は、さきに、政府に対し、大学図書館の整備拡充に関してまた学術情報についての諮問答申に関して勧告したが、大学図書館の持つ機能の重要性の増大と、欧米諸国における近代化の成果ならびに将来計画とにかんがみるとき、低水準の現状をすみやかに克服し大学図書館の近代化を実現することは、学術研究の進歩と大学教育の発展とに即応するため、学術体制上、緊急不可欠の措置であることをかさねて指摘せざるを得ない。

よって、政府は、次の諸要望を基本構想にとり入れ、すみやかに適切な措置をとられるよう要望する。

第1 要望

大学図書館の合理的な運営組織を実現し、近代的な図書館機能が発揮できるよう、施設の近代化、要員の増強、予算増額等、所要の措置を緊急に講ずること。

第2 要望

学術情報組織の一翼として、大学図書館の全国協力体制を樹立しうるよう、所要の措置を講ずること。

第3 要望

学術情報処理の学理と技術を大学図書館運営において活用する専門職員を養成、確保するため情報科学の振興、専門職制の確立、専門職員の待遇改善等、所要の措置を講ずること。

第4 要望

大学図書館施設等の現行基準を根本的に改正し、また中央図書館の負担すべき任務を達成するに十分な予算を經常的に確保し得るよう、所要の措置を講ずること。

第5 要望

大学図書館の近代化に関して組織的な将来計画を樹立するため所要の調査を行ない、大学図書館行政の改善を実現するため担当機関の整備をはかること。

説 明

学術研究の進歩と大学教育の発展とに対して、大学図書館の持つ機能の重要性は、各国で広く認識され、大学図書館は大学の心臓であるといわれている。すでに早くから大学図書館の近代化を実施してきた欧米諸国においては、さらに時代の進展に適応すべく、大学図書館の拡充に関する遠大な将来計画が樹立され、着々実行に移されつつある。

しかるに、わが国の大学図書館は、戦後の新制大学発足当初の事情もあり、各大学間に大きな格差があるとともに、全体として、各大学図書館の組織および機構は未整備であり、管理運営面において改良すべきものが少なくなく、施設、設備の面において著しく立遅れ、大学図書館の機能は驚くべき低水準にとどまっている。

本会議はさきに、大学図書館の整備拡充に関し、政府に勧告したのであるが、この状態をすみやかに克服し世界の水準への到達をはからなければ学術研究の進展と教育の重責とを担う大学の任務を達成する上において重大な障害をひきおこしこれらを不可能ならしめると云わざるを得ない。

よって、政府は、大学図書館の重要性にかんがみ、低水準の現状を克服し、大学図書館の近代化を実現すべく、基本的な将来計画を樹立し、すみやかに強力な措置を講じてその実現をはかられること

を要望する。その際次の諸要綱を基本構想にとり入れられるよう勧告するものであって、各要綱が本文の各要望に対処するものである。

ここにいう大学図書館とは、中央図書館、分館ならびに各学部および各研究所に設けられた図書館（室）等を総括するものをいう。

第1要綱（組織と機能）

大学図書館は集中制によると分散制によるとを問わず、有機的、一体的に管理され全学的に運営組織が確立されなければならない。

また学術研究および教育の両面にわたり、それぞれに適切な近代的な図書館機能が發揮されなければならない。特に教育面における指定図書制度の確立、研究面における学術文献センターの設置は緊要である。

これらの目標を達成するのは、大学人の自主的努力にまつべきものがあるが、施設、要員、予算の面における不十分が原因になっているのが事実である。

第2要綱（学術情報組織と全国協力）

学問全分野にわたり、内外の学術文献情報を網羅的にかつ迅速に収集し、これを広く研究者の利用に供する体制を確立することは学術研究上不可欠の基本的な措置である。このためには、大学図書館の分担すべき任務の重要性にかんがみ、大学図書館の全国的な協力組織を創設し、学術文献資料の収集、整理、保管、分析、相互利用に関して協力方式を確立すると共に、適切な配置計画にもとづき、全国センター、地域センター、専門分野センターの任務を分担すべきである。各専門分野の学会の協力のもとにこれらセンターを通じて国際的な学術文献交流の組織的な連絡を確立すべきである。

第3要綱（情報科学の振興と専門職制）

近代的な学術文献管理の体系と技術とを導入し、学術研究の進歩に即応することは、大学図書館の機能を發揮するため不可欠の要件である。このため情報科学の一翼として、図書館学およびドキュメンテーションの研究を振興し、高度の学識および技術を修得した人材を育成し、また専門職員としてこれを大学図書館に多数配置することが緊要である。重要な専門任務にかんがみこれら図書館専門職員の養成機関ならびに研修制度を設けると共に、待遇改善を図り、司書職制を確立すべきである。

第4要綱（施設基準の改正と予算の確保）

大学図書館の機能を發揮するのに重大な支障となっているのは、施設、設備の劣悪なためである。すみやかにこれらの基本条件の改善を実現すると共に、大学図書館の近代的機能を發揮するため、施設の近代化、新設備の導入を実現すべきである。このため、従来の大学図書館施設等の基準を根本的に改正し、時代の進展に即応して、機能の向上を実現し得るように適切合理的な基準を設定すべきである。また大学図書館経費が大学予算の上に明確な位置づけをあたえると共に、中央図書館の負担すべき任務に対して十分の予算が経常的に確保されるべきである。

第5要綱（長期計画と調査機関）

大学図書館の持つ重要な任務と、わが国の現状にかんがみ、わが国の大学図書館の現状を克服し、その近代化をはかるため、すみやかに緊急措置を講ずると共に、組織的な将来計画を樹立し、年次計画によってその具体化を図るべきである。このため、学識経験者ならびに専門家を含む調査機関を設け、また、大学図書館行政の改善を担当する行政機構を整備すべきである。

これを要するに、第1要綱において個々の大学図書館に対して、近代化を実現し得るよう、施設、要員、予算の面において所要の緊要措置をすみやかにとることを要望する。しかし、現在学術情報組織上、大学図書館の負担すべき任務とにかんがみると、ただに個々の大学の水準向上だけでは不十分であって第2要綱を必要とするのである。さて、このような大学図書館の機能が発揮されるためには、第3要綱にいう如き抜本的な措置を必要とする。以上3つの要綱を実現するに当って現実に直面するネックは施設基準と予算経理の面であることを第4要綱において指摘し、その改善を要望する。

大学図書館の近代化に当っては、以上の諸点にわたって綿密周到な検討を必要とする。現状を適確に把握し、具体的な改善手続計画も必要である。この点を第5要綱において指摘している次第である。

6-25

庶発第807号 昭和39年11月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先=科学技術庁長官・大蔵・文部・建設・運輸各大臣)

耐震工学研究の強化拡充について(勧告)

標記のことについて、本会議第42回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年国土開発の規模形態が急速に拡大しつつあるが、大規模な都市、工業施設を臨海地区の軟弱地盤に建設せざるを得ないのが、わが国の宿命である。これに対して適切な耐震工法が実施されなければ、今回の新潟地震にかんがみても、大地震の際には大きな災害を招くことは明らかである。これら建造物および施設は形態と内容を日々新たにしつつあるので、これに適する合理的かつ経済的な耐震工法を確立することは最も重要な問題である。

政府は耐震工学の向上をはかり、震害を未然に防止するため、次の各項に必要な措置をとられたい。

- (1) 工学的強震計の増設ならびに記録の活用
- (2) 軟弱地盤における耐震工法の確立のための特別措置
- (3) 大学、研究機関における耐震工学および土質工学の教育、研究の強化拡充

説 明

- (1) 工学的強震計の増設ならびに記録の活用

過去の大地震の震害例によると、建造物の震害は地盤の種別により著しく左右されるが、その主要なる一因は、地震動の大きさおよび特性が地盤別に異なり、建造物もまたこれに応じてそれぞれ特有な振動をすることにある。よって、各種の建造物および施設を、地震に対し、安全にしかも合理的、経済的に設計するためには、各種の地盤および建造物の強震時の振動を熟知することが必要であり、これがためには、実測が行なわれなければならない。たとえば、新潟地震において県営アパート2号館に設置した強震計はよくその機能を果し、新潟における軟弱地盤の振動性状および建物の変動過程を解明する貴重な学術的資料を提供した。

既に政府代表団からの報告書にも述べてあるごとく、本年4月、パリ市におけるユネスコ主催